

まえがき

本書の狙い

近年、北朝鮮による弾道ミサイル発射や核実験、中国による世界一流の軍隊を目標とする急速な軍備増強、それにロシアによる極東における軍事活動の活発化など、日本を取り巻く安全保障環境はこれまでになく厳しいものとなっている。そうした状況の中、平和安全法制の整備、憲法9条の改正、在日米軍基地の問題をめぐる議論が国会の内外で起きてきた。だが、いずれも賛成派と反対派の議論がかみ合っているとは言い難い。どうも同じ土俵で議論していないように感じられる。賛成派であれ反対派であれ、日本の安全保障を議論する際には、まずは安全保障環境の現状とともに政府の戦略・政策そのものを十分に理解する必要がある。日本周辺の安全保障環境がますます厳しさを増している中、安全保障について知ることの重要性が高まりつつある。まさに今日、安全保障論という学問的な見地から具体的に日本の安全保障問題への理解を深めることのできるテキストの出現が望まれているのである。

本書は、安全保障論の入門的かつ本格的なテキストである。安全保障論は国際政治論（または国際関係論）の中心的な下位領域として発展してきたため、本書は国際政治論のテキストとしても読むことができる。学部生や一般読者を主な対象としているほか、この分野を専門としている大学院生や研究者、そして安全保障に係る省庁の方々にも役に立つ内容も盛り込んでいる。

本書の三つの特徴

- 1) 安全保障論・国際政治論・政治思想の基本文献への手引きとなる。

本書では、学問としての安全保障論の解説を目的としているため、安全保

障論の教育で重視されてきた名著・基本文献を中心に説明を行う。欧米の大学においては、学部であっても授業の予習として、学生用に平易に書かれた教科書ではなく、研究者用に書かれたオリジナルの学術的図書（の一部）や論文を数点読んでくる課題が出ることが多い。学生が学術文献を読むのが大変なことは事実だが、その方が、より深い理解に到達できるからである。本書は、欧米でよく売られているような文献抜粋集（例えば Art and Greenhill eds. 2015）でもなければ、一章ごとに一冊全体を扱う名著案内（例えば花井・石井編 2009）でもない。だが、安全保障論のシラバスの読書課題としてよく挙げられている名著・基本文献への手引きとなることを意図している。本来は外国語で書かれた原典を読むことが一番であるが、本書は入門書であるため、学生が自習しやすいようにできるだけ日本語に翻訳されているものを優先している。

本書では、原典からの引用を有効利用しながら、とくに**国際政治理論のリアリズムとリベラリズム**の観点から安全保障問題を考察することを重視する。基本的に、観察による検証が可能な、国際政治現象の原因と結果に関する仮説を提示する経験的理論に焦点を当てる一方、「正しい戦争とはどのようなものであるべきか」（正戦論）など国際政治における善悪の価値判断、道義や倫理を考察する規範理論については扱わない。

なお、第一次世界大戦以降に発展した欧米の国際政治理論のリアリズムとリベラリズムには、それ以前の長きにわたり蓄積されてきた**政治思想**の影響がある。本書では、リアリズムに影響を与えた政治思想を**現実主義**、リベラリズムに影響を与えた政治思想を**自由主義**、と名称上の区別を行っている。リアリズムとリベラリズムへの理解を深めてもらうために、関連する現実主義と自由主義の思想も紹介していく。

2) アメリカを中心に発展してきた伝統的な安全保障論に焦点を当てる。

アメリカ合衆国（以下「アメリカ」という）の伝統的な安全保障論には、三つの特徴がある。第1に、研究上の主な対象は、**国家のレベルにおける安全保障の軍事的側面**である。ただし、軍事以外の側面（経済・環境など）や国家以外のレベル（個人・社会など）も、軍事的な国家安全保障に関連する

範囲で分析対象に含まれることがある。第2に、**国際政治論の理論**に基づく学術的な研究が盛んなことである。アメリカは、安全保障論の土台となっている国際政治論の分野も牽引してきた。アメリカの安全保障論は研究者の層も厚く、学問的に発展している。第3に、研究成果には、政策が課題としている問題の性質を理解する上で有益な知識を提供できるという意味での**政策関連性** (relevance) があることが期待されている。ただし、日々の政策決定に対し特定の選択肢を提言するという意味での**政策志向性** (orientation) までは求められていない (Gray 1982, 2)。

日本においてアメリカの伝統的な安全保障論に着目する必要性がますます高まっている。その理由としては、次の三点を挙げることができる。第1に、日本周辺の東アジアでは、北朝鮮の核・ミサイル開発や中国の軍事的な台頭などの問題があり、**国家のレベルにおける安全保障の軍事的側面の重要性は一層増している**。日本の国際政治論や安全保障論では、国際政治を理解する上で欠かすことのできない安全保障の軍事的側面について十分な考察がなされていないものが多い。第2に、政策論に終始しがちな日本の安全保障論にとって、アメリカの**理論的な研究**からは学ぶべき点が多い。そして、第3に、アメリカの**政策関連性**の高い安全保障論は、同国の安全保障政策を理解し評価する上で大変に役立つのである。これは、日本にとって重要なことである。なぜならば、アメリカは、いまだに国際安全保障環境の現状に多大なる影響を与えている超大国であり、また、日本と共通の脅威・課題に直面している太平洋国家であり、そして、日本の平和と安全にとって死活的な同盟国であるからである。アメリカの安全保障政策は、日本の安全保障政策の与件ともなっている。

3) 日本とアメリカの国家安全保障戦略を重視する。

アメリカの安全保障論を説明する上で、アメリカ政府の安全保障政策に言及しないわけにはいかない。しかし、それだけでは、アメリカの安全保障論と安全保障政策の単なる紹介に終わってしまう。本書は、最終的には日本の安全保障に関する理解や考察を深めることを狙っている。そのため、安全保障論を日本の読者にわかりやすく説明するには身近な例として日本の安全保

障政策にも言及することが望ましい。また、アメリカの安全保障論を日本の観点から捉え直すことは私たち日本人にとって必要である。

そこで、本書では、アメリカと日本の両政府がそれぞれ公表している、自国の安全保障の基本方針である国家安全保障戦略に関わる公式文書を必要に応じて取り上げる。すなわち、アメリカ政府の「国家安全保障戦略報告 (National Security Strategy Report) (本書では「NSS 報告」という) と、日本政府が2013年に策定した文書「国家安全保障戦略について」(本書では「国家安保戦略」という)である。後者は、これから本書で説明していくように、冷戦後における日本の安全保障戦略の集大成であると言ってよい。もちろん、これらの公式文書が本当に両国の安全保障の基本方針になっているのかについては議論の余地がある。国民や諸外国に対して自国の安全保障政策を正当化するための単なる美辞麗句ではないかという批判もある。しかし、これらは各国の安全保障政策を理解する上でまず読むべき基本文書であろう。

なお、1987年以降17回公表されているNSS報告は、いずれも「国家安全保障戦略アーカイブ」というウェブサイト (<http://nssarchive.us/>) から入手可能である。また、日本の国家安保戦略は、内閣官房のウェブサイト (<https://www.cas.go.jp/jp/siryou/131217anzenhoshou.html>) などから入手できる。さらに、本書でよく引用される資料として防衛省(庁)編『日本の防衛—防衛白書』(以下「防衛白書」という)があるが、こちらは防衛省のサイト (http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_web/) で閲覧と全文検索ができる。

本書の構成・読み方

本書は、リアリズムから見た安全保障環境、リベラリズムから見た安全保障環境、戦略的アプローチ、および現代の安全保障課題という4部構成で、各部は3章ずつとなっている。全体としては、序章と12章からなり、半年の授業で使われることを想定している。

各章の構成は、導入部分と3節からなる。原則として、第I節や第II節では、基礎的な概念の説明や、日本やアメリカの国家安全保障戦略などを考察する。また、最後の第III節は、より一般的な関連理論の解説で終わるよう

にしている。特に【発展】と書かれた見出しの項はやや高度な内容を含むので、初学者は読み飛ばしても差し支えない。以上のとおり、単著のテキストとして統一性と体系性を重視したものとなっている。

そして、各章末には日本語で書かれた入門的な文献案内をつけている。図書のみならず論文にも慣れ親しんでもらうために、学会機関誌の特集号も掲載している。なお、日本国際政治学会編『国際政治』の論文については、刊行後2年以降の号であれば、学会員でなくても以下のページから電子版を自由に読むことができる。

○ <https://www.jstage.jst.go.jp/browse/kokusaiseiji/list/-char/ja>

より発展的な文献案内については、以下の大学院授業のシラバスを参照することをお勧めする。

○ Ronald Krebs, “International Security: A Survey of the Field,” The University of Minnesota, Spring 2015

(<https://sites.google.com/a/umn.edu/rkrebs/home/teaching>).

○ Jack Levy, “Theories of War and Peace,” Columbia University, Fall 2019 (<http://fas-polisci.rutgers.edu/levy/syllabi/warandpeace.pdf>).

最後に本書の読み方についてアドバイスしておきたい。本書は、必読文献やそれに準ずる重要文献を紹介している。しかし、必読文献や重要文献であるからといって、いつでもどこでも「正しい」とは限らない。学問や政策に論争はつきものである。本書は、教科書であることから、筆者の個人的見解を強調することは回避したつもりである。むしろ、異なる見解を積極的に紹介している。読者は、性急に「正しい答え」を探そうとするのではなく、それぞれの文献を批判的に検討して、それぞれの見解の長所と短所について自分自身の頭で考えることを願っている。

目次

まえがき i

序章 安全保障とは何か 1

はじめに 1

I 安全保障の概念 1

1 安全保障概念の定義 1 / 2 安全保障概念の拡張 3

II アメリカと日本の国家安全保障観 4

1 アメリカにおける国家安全保障国の登場 5 / 2 アメリカの国家安全保障観
6 / 3 日本の国家安全保障観 8

III 学問領域としての安全保障論 11

1 【発展】安全保障論の位置付け 11 / 2 【発展】安全保障論の二分化 12

[コラム 0-1] アメリカ国防省による国家安全保障の定義 8

[コラム 0-2] 国家安全保障会議 10

[コラム 0-3] 実証主義とポスト実証主義 13

第1部 リアリズムから見た安全保障環境 15

第1章 無政府状態と国家存立 17

はじめに 17

I 国家主権と戦争状態 17

1 国家主権の概念 18 / 2 国連は世界政府ではない 19 / 3 ホッブズの戦争
状態 20

II 国家存立と自衛権 22

1 国益としての国家の存立 22 / 2 武力行使の禁止と自衛権 24 / 3 憲法 9
条と自衛権 25

III リアリズム理論と分析のレベル 27

1 【発展】古典的リアリズムと人間性 27 / 2 【発展】国際政治の分析レベル
29 / 3 【発展】ネオリアリズムと国際システムの構造 30

第2章 勢力均衡 35

はじめに 35

I 古典的リアリズムの勢力均衡理論 36

- I 力によって定義される利益 36 /2 勢力均衡の説明 38 /3 勢力均衡の限界 40
- II 現代における勢力均衡 41
 - 1 冷戦期における勢力均衡 42 /2 ポスト冷戦期における勢力均衡 43
- III ネオリアリズムの勢力均衡理論 45
 - 1 【発展】ウォルツの勢力均衡理論 45 /2 【発展】ウォルツの2極平和論 46 /3 【発展】冷戦後における単極平和論 47

第3章 覇権の盛衰 51

- はじめに 51
 - I 覇権国と新興国のあつれき 52
 - 1 覇権戦争 52 /2 中国の台頭 54 /3 パワーバランスの変化に関する日本政府の認識 55
 - II 安全保障のジレンマ 56
 - 1 安全保障のジレンマの概念 56 /2 攻撃・防御バランス 58 /3 攻撃・防御の区別 60
 - III リアリズムの覇権理論 61
 - 1 【発展】パワー移行理論 62 /2 【発展】動的格差理論 63

第2部 リベラリズムから見た安全保障環境 67

第4章 価値と民主的平和 69

- はじめに 69
 - I 自由主義思想とアメリカ 70
 - 1 イギリスの自由主義思想 70 /2 アメリカによる自由主義思想の受容と推進 71 /3 アメリカの国家安全保障戦略 73
 - II 自由民主主義と日本 74
 - 1 国際社会の自由民主化 74 /2 戦後日本の自由民主化 76 /3 日本の国家安全保障戦略 77
 - III 民主的平和論 78
 - 1 【発展】ラセット著『パクス・デモクラティア』 78 /2 【発展】リアリストからの批判 80

第5章 秩序と制度的平和 85

はじめに 85

I 国際秩序 86

- 1 戦勝国による新秩序形成 86 / 2 リベラルな国際秩序 87 / 3 アメリカと日本の国家安全保障戦略 89

II 集団安全保障 90

- 1 集団安全保障の理論 90 / 2 国際連盟と国連における集団安全保障体制 92 / 3 国連軍への参加に関する日本政府の見解 93

III 国際制度の理論 95

- 1 【発展】安全保障レジーム 95 / 2 【発展】国際制度に対する異なる見解 97

第6章 繁栄と商業的平和 101

はじめに 101

I 経済的繁栄と安全保障 102

- 1 重商主義とリアリズム 102 / 2 自由放任主義と商業的自由主義 103 / 3 20世紀前半の国際経済状況 105

II 第二次世界大戦後における商業的平和 106

- 1 アメリカと自由貿易体制 107 / 2 貿易国家論 108 / 3 「貿易国家」日本と吉田ドクトリン 110

III 商業的平和論への批判 112

- 1 【発展】相互依存関係と紛争 112 / 2 【発展】因果関係の問題 113

第3部 戦略的アプローチ 117

第7章 自国の防衛体制 119

はじめに 119

I 国際政治における軍事力 120

- 1 軍事力の特性 120 / 2 軍事力の役割 122

II 日本の防衛体制 124

- 1 平和国家としての基本方針 124 / 2 防衛政策の体系 126 / 3 防衛力の役割 127

III 抑止の概念と理論 129

- 1 【発展】抑止と防衛 129 / 2 【発展】限定的な紛争の抑止 131

[コラム 7-1] アメリカの防衛政策の体系 127

[コラム 7-2] 日本の動的抑止力 133

第 8 章 同盟の形成と管理 135

はじめに 135

I 同盟の概念 136

1 同盟の定義 136 / 2 勢力均衡の手段 137 / 3 同盟政策のトレードオフ
139

II 日米同盟 141

1 日米安保条約 141 / 2 日米安保体制の同盟化 143 / 3 1990 年代後半以降の展開 145

III 同盟の理論 147

1 【発展】ネオリアリズムの同盟理論 147 / 2 【発展】ネオリベラル制度論の同盟理論 149

[コラム 8-1] 集団的自衛権の行使についての旧政府見解 143

第 9 章 安全保障協力 153

はじめに 153

I 安全保障協力の形態 154

1 平和維持活動 154 / 2 多様化した平和活動 156

II 日本の国際平和協力活動 158

1 非軍事的な国際貢献（冷戦終結の頃） 158 / 2 自衛隊による活動の始まり（1990 年代） 160 / 3 自衛隊による活動の拡大（2000 年代～） 161

III 国際協調の理論 163

1 【発展】ネオリアリズムと国際協調 163 / 2 【発展】ゲーム理論と利得構造 164 / 3 【発展】将来の影とプレイヤーの数 166

第 4 部 現代の安全保障課題 169

第 10 章 核兵器の戦略と管理 171

はじめに 171

I アメリカ核戦略の土台 172

1 大量報復戦略 172 / 2 柔軟応答戦略 174 / 3 確証破壊戦略 176

II 核兵器の軍備管理 177

1 米ソ間の軍備管理 178 / 2 多国間の軍備管理 179 / 3 核兵器に対する日

本の取り組み	181
III 核抑止の理論	182
1 【発展】恐怖の均衡	182
2 【発展】偶然性に委ねられた脅し	184
第11章 グローバル化	187
はじめに	187
I グローバル化とは何か	188
1 グローバル化の概念と歴史	188
2 複合的相互依存関係	190
3 グローバリズムとグローバル化	191
II グローバル化と安全保障	193
1 国際安全保障への影響	193
2 武力紛争の傾向	194
3 日本政府の認識	195
III 国内紛争とテロリズム	197
1 【発展】グローバル化と「新しい戦争」	197
2 【発展】国内紛争の原因	199
3 【発展】テロリズムの意味	200
第12章 グローバル・コモンズ	205
はじめに	205
I 海洋と宇宙空間	206
1 海洋と宇宙空間の法	206
2 海洋と宇宙空間における戦略	208
II 海洋・宇宙空間と日本	209
1 海洋国家としての日本	209
2 宇宙平和利用原則の変遷	210
3 日本の国家安保戦略と防衛政策	212
III サイバー空間	214
1 サイバー空間とは	214
2 サイバー革命論	216
3 サイバー革命論への懐疑	218
[コラム 12-1] グローバル・コモンズの訳語	213
[コラム 12-2] 日本政府によるサイバー攻撃対処	218
引用参考文献リスト	221
あとがき	233

序章 安全保障とは何か

はじめに

安全保障とは酸素のようなものであり、それが希薄になり（息が苦しくなるまでは）、人々は（その重要性に）気づかないが、実際にそうした状況になれば、それ以外のことは考えられないほどに重要なのである。（ナイ 1996, 213）

これは、1990年代の半ばに、アメリカ政府の高官を務めたことのあるジョセフ・ナイが述べたものである。この「酸素」という比喩は、抽象的な概念である安全保障の重要性を一般の人々に理解してもらう上で巧みな表現であった¹⁾。

まず本章は、安全保障という用語に焦点を当てる。第Ⅰ節では、安全保障という概念の定義や意味拡張について述べる。第Ⅱ節では、第二次世界大戦後のアメリカにおいて国家安全保障という概念が登場した背景や、「国家安全保障戦略」という公式文書を題材に、日米両政府による国家安全保障の見方を紹介する。そして、第Ⅲ節においては、学問領域としての安全保障論を簡単に説明しておく。

I 安全保障の概念

本節ではまず、安全保障概念の最も有名な定義とその問題点について考察する。次に、安全保障概念の拡張（拡大と深化）を紹介する。

1 安全保障概念の定義

「安全保障」という用語にはさまざまな定義があるが、最も有名なのは、アーノルド・ウォルフアーズが『『曖昧な象徴』としての国家安全保障』

(Wolfers 1962) という小論の中で示した定義であろう。それは「すでに獲得した価値が守られている状態」というものである。この概念は、「客観的には、獲得した価値への脅威がないことを、主観的には、そのような価値が攻撃されるといふ恐れがないことを示す」ものであるという。そして、完全な安全保障から、その正反対の脅威または恐怖に満ちた完全な「非安全保障 (insecurity)」までの連続的な概念であるとしている (同, 150)。

ウォルファーズの一般的な定義で注目すべきなのは、保護の対象となる価値の範囲があえて定まっていないことである。概念そのものは、守るべき価値が何であるのかという選択を一般的に行わずに、その決定を国家内の政治過程に委ねている (Berkowitz and Bock 1965, xi)。国家の最小限の核心的価値は国家独立と領土保全であるが、それ以外の価値の保護も追求する国家が存在する。そこで、『安全保障』という用語はとても広範囲な目標に該当するので、かなり異なる政策が安全保障政策と解釈し得る」ことになる (Wolfers 1962, 150)。政治的な用語として、指針や幅広い合意の基礎を提供する一方、誰でも自分が推進したい政策を魅力的な名称で呼ぶことを可能にしようというのである。

また、この定義は、ある時代のある国家にとって望ましいと考えられる安全保障のレベルについても何も語っていない。安全保障は、費用などの面から完全なものとはなり得ず、また、一般的に設定できるものでもない。各国が直面する脅威の程度も異なる。それに、同じ脅威に対しても、過去の経験や自国のパワーと機会などにより、どの程度対応すべきかについての判断についてもばらつきがあり得る。

さらに、この概念には、どのように安全を保障するのかという手段についての規定もない。安全保障の手段としては、軍備や同盟から、他国との合意に向けた外交交渉といった非軍事的な手段まで多岐にわたる。以上のレベルや手段の多様性から、実際にこれまで各国の安全保障の戦略や政策が同じものになることはなかった。

つまり、「国家安全保障上の利益を指標として対外政策を追求していくべきだ」というリアリストたちの規範的な主張に対して、ウォルファーズは、このような主張は曖昧であり、かつ誤解を生じやすいと警告を發した。こう

した単純な指針には用心すべきであるというのである。意味のある主張にするには、国家が達成したいと望む安全保障の程度や、ある状況において安全保障のために使われる手段を特定化する必要があるという。

2 安全保障概念の拡張

アメリカの学術雑誌『インターナショナル・セキュリティ』の初代編集者たちは、1976年刊行の創刊号の序文において、安全保障の概念が拡大しつつあることを指摘している。

諸国は、自国の安全保障について、軍事的強さ、経済的活力、および政府の安定性といった通常の方法だけでなく、以前には主要ではなかった能力、すなわちエネルギー供給、科学技術、食糧、および天然資源の観点からもますます規定するようになりつつある。200年前、新しい国家は、ろくに訓練されていない民兵と軍用に転換された商船の船団でもって自国の主権と福利を保障することができた。今日では、地球規模の相互依存により、貿易、テロリズム、軍需品、および環境のような国境横断的な懸念が、どの繁栄社会の安全保障の考慮においても必要不可欠な要素となっている。(The Editors 1976, 2)

ここで注目すべきなのは、この学術雑誌が軍事面での緊張緩和が比較的保たれていた1970年代半ばに登場したことである。

日本でも、石油危機を経験した1970年代の後半に、**総合安全保障**という概念が議論されるようになった(田中1997, 277-280)。特に注目に値するのは、**大平正芳**首相(自民党、任1978~80)の委嘱を受けて発足した総合安全保障研究グループが1980年7月に提出した報告書『総合安全保障戦略』である。まず、この報告書は、安全保障を「自国の国民生活をさまざまな脅威から守ること」と定義している(内閣官房編1980, 21)。そして、安全保障は、軍事的脅威への軍事的手段のみに限定されるわけではなく、その対象領域や手段が多様であることからして、総合的なものであるとしている。対象領域については、経済的安全保障という用語が使われるとともに、エネルギー安全保障と食糧安全保障が具体的に考察されている。また、手段については、平和外交や経済協力といった非軍事的手段への言及がある。

総合安全保障論は、決して日本特有の議論ではなかった。例えば、西ドイツ前首相ヴィリー・ブラントを委員長とする国際開発問題独立委員会（通称、ブラント委員会）は、1980年2月にワルトハイム国連事務総長に提出した報告書の中で「『安全保障』をより包括的にとらえ、純粋に軍事面にのみ限定されることのない、新しい概念を生み出す」べきであると主張していた（ブラント委員会 1980, 162）。

イギリスの国際政治学者バリー・ブザンは、『人々、国家、および恐怖』（Buzan 1983）の中で、「未発達な概念」である安全保障の意味を二つの軸に沿って拡張することを提唱した。すなわち、一つ目の軸は、国家のみならず個人や国際システムも含む**安全保障の客体**（referent object）である。二つ目の軸は、軍事のみならず政治、経済、および社会も含めた**安全保障のセクター**である。ブザンのこの主張は、第III節で述べるとおり、冷戦後になって、リアリズムに批判的な研究者を中心に受け入れられていくことになる。安全保障の概念は、誰にとつての安全保障かと、どの価値にとつての安全保障かという観点から特定化されるのである（Baldwin 1997, 12-14）。

この安全保障概念の拡張における一つの到達点が、**人間の安全保障**（human security）という概念である。2000年のミレニアム・サミットにおける国連事務総長の要請に基づき設立された人間の安全保障委員会は、この概念の定義について「人が生きていく上でなくてはならない基本的自由を擁護し、広範かつ深刻な脅威や状況から人間を守ること」と説明している（人間の安全保障委員会 2003, 11）。人間の安全保障は、社会・集団・個人の安全保障への軍事的・非軍事的脅威に焦点を当てたものである（Paris 2001, 98）。

II アメリカと日本の国家安全保障観

本節では、まず、第二次世界大戦後のアメリカにおいて、国家安全保障への関心が高まった背景を述べる。次に、アメリカと日本の両政府が安全保障という用語をどのような意味で使っているのかについて両国の戦略文書を検討する。

1 アメリカにおける国家安全保障国の登場

そもそもアメリカの政策立案者の間で「**国家安全保障** (national security)」という用語がよく使われるようになったのは、第二次世界大戦の終結が近づいていた頃であった。ダニエル・ヤーギンの『**砕かれた平和**』(Yergin 1977)によれば、アメリカと世界との新しい関係を説明し、それに見合った政策を提案する「**国家安全保障ドクトリン**」という基本的な考えと、それに基づく「**国家安全保障国 (state)**」が登場した。多くの異なる政治的・経済的・軍事的要因の相互関係により、地球の反対側の出来事であってもアメリカの核心的利益に直接的な影響を与えると考えられるようになった。安全保障の対象領域が広がり、平時から軍事的な準備の態勢がとられ、アメリカは常に警戒を怠らないような国へと変貌を遂げた。ヤーギンによれば、国家安全保障ドクトリンは、当時、認識されていた四つの変化に基づいていたという(同, 193-201)。

第1に、第二次世界大戦の結果、ヨーロッパを中心とするシステムが、**アメリカとソ連を中心とするグローバルなシステム**に変容した。戦前は、他の大国から地理的に遠く離れていること、すぐれた海軍力による保護、豊富な天然・工業資源などにより、アメリカは安全であり世界の問題から隔離されていると信じられていた。また、複数の大国からなる勢力均衡のメカニズムにより、ある大国がヨーロッパを支配してアメリカを脅かすまでには時間がかかると考えられていた。こうした認識が平時における孤立主義につながっていたのである。しかし、第二次世界大戦により状況が一変した。ユーラシア大陸では、ソ連に対抗できる大国はもう存在しなかった。戦後、アメリカは世界的な責任を自覚した指導的な国家として台頭した。

第2に、領土拡張を狙っている全体主義国家に対する**宥和や譲歩は危険であるとの教訓**が第二次世界大戦から引き出されていた。特に1938年のミュンヘン会談が強い印象を残していた。ドイツ系住民の多いチェコスロヴァキアのズデーデン地方の割譲を要求するドイツのヒトラー総統に対し、戦争を望まないイギリスとフランスの両政府がその割譲を全面的に認めた。しかし、この外交的勝利により自信を深めたヒトラーは、翌年には、「さらなる領土要求を行わない」との約束を反故にしてチェコスロヴァキア全土を制圧した

だけではなく、ポーランドにも侵攻した。こうして第二次世界大戦の勃発につながった宥和は、「ミュンヘンの教訓」として後々までの語り草となった。

第3に、アメリカの地位に信憑性を持たせるため、**平時からそれなりの軍事力を持つておく必要性**が認識されてきた。第二次世界大戦は軍隊の急な増強でなんとか対応できたが、将来においては軍隊を動員する時間的余裕がなくなるので、平時から戦時への備えをしておかなければならないと考えられるようになった。

第4に、**技術的發展**が戦時への備えの必要性をさらに強く感じさせていた。軍隊の機械化、速力、火力、そして航空戦力が戦争のテンポを速めていた。原子爆弾の登場もこれに拍車をかけると考えられていた。また、平時から研究開発や軍事産業の育成を図る必要も認識されていた。

当時のそうした認識の中で、アメリカでは「国家安全保障国」の諸制度が整備されていった。1947年に制定され、翌々年に改正された国家安全保障法に基づき、**国家安全保障会議 (NSC: National Security Council)**、**国防省 (DoD: Department of Defense)**、国防総省とも呼ばれる)、および**中央情報局 (CIA: Central Intelligence Agency)**が設立された。また、1953年になると、NSCスタッフの長として**国家安全保障問題担当大統領特別補佐官**のポストが新設された(花井・木村1993)。

2 アメリカの国家安全保障観

アメリカ大統領が公表している「**アメリカ合衆国の国家安全保障戦略報告 (National Security Strategy Report)**」(以下「**NSS 報告**」という)は、最近の『国防省軍事関連用語辞典』によれば、「国家安全保障に寄与する目的の達成に向けて、国力の手段を発展、適用、および調整するための、合衆国大統領によって承認された文書」である(OCJCS 2019, 150)。アメリカ軍の指揮系統を再編し統合する、1986年の**ゴールドウォーター＝ニコルズ国防省再編法**により、大統領がNSS報告に関する報告書を議会に毎年提出することが義務化された。報告書の内容としては、国家安全保障にとって緊要な世界的利益・目標・目的や、国力の政治・経済・軍事・その他の要素などを盛り込むことが期待されている。最初の報告書は、1987年に**ロナルド・レーガ**

ン大統領（共和党、任1981～89）によって提出されている。その後も報告書はほぼ毎年公表されていたが、ジョージ・W・ブッシュ大統領（共和党、任2001～09）とバラク・オバマ大統領（民主党、任2009～17）は、それぞれ1期目と2期目に1回ずつ提出しただけであった。

NSS 報告における国益定義は、大きく変化してきたわけではない。最初のNSS 報告（1987）が公表されるよりも前の1985年に、国務省や国防省での勤務経験もあるドナルド・ニヒターラインは、アメリカが追求すべき基本的かつ長期的な国益として、**国土防衛（国防）、経済的安寧（国家経済）、好ましい世界秩序（国際安全保障）、および価値の促進（イデオロギー）**という四つのカテゴリーを挙げていた（Nuechterlein 1985, 8）。同様に、オバマ政権2回目のNSS 報告（2015）は、アメリカの永続的な利益として、(1) アメリカ、その市民（citizens）、および同盟国と友好国の安全（security）、(2) 開かれた国際経済システムにおけるアメリカ経済の繁栄、(3) 国内外での普遍的価値の尊重、および(4) ルールに基づく国際秩序、の四つを挙げている。国益のカテゴリーとしては、冷戦末期における認識とほぼ同じであった。

ただし、ドナルド・トランプ大統領（共和党、任2017～）のNSS 報告（2017）は、本人が強調してきたアメリカ第一主義に基づくものとなっている。すなわち、(1) アメリカの国民（the people）・国土・生活様式の防護、(2) アメリカの繁栄の増進、(3) 力による平和の確保、(4) アメリカの影響力の強化、の四つをきわめて重要な国益と位置付けている。この報告では、「ルールに基づく国際秩序」や「普遍的価値」という用語はまったく見当たらない。

オバマ政権のNSS 報告（2015）とトランプ政権のNSS 報告（2017）は、異なる安全保障観を提示している。NSS 報告（2015）は、国家安全保障という名称を使いながらも、かなり広い安全保障概念に基づいている。ブザンの用語を使えば、まず、安全保障の客体については、国家のみならず国民や国際秩序にも焦点が当てられている。国家については、自国だけでなく同盟国と友好国の安全も国益としている点が目を引く。なお、ここでいう国家安全保障とは、国家による安全保障、すなわち、安全保障の主体としての国家を強調しているのであろう。他方で、NSS 報告（2017）は、安全保障の客体として、自国の国土や生活様式の防衛（国境管理、移民制度の改革を含む）

がより強調されている。

また、安全保障のセクターについては、両報告とも経済など非軍事的な問題まで取り上げているが、相違が見られる。例えば、NSS 報告 (2015) は、安全に関する国益を増進していく上での課題として、気候変動問題への取り組みや、感染症の拡散といった地球規模の保健安全保障の問題にも注目している。他方で、NSS 報告 (2017) は、気候変動問題にはまったく言及しておらず、地球規模の保健安全保障の優先度も低下している。

コラム 0-1 アメリカ国防省による国家安全保障の定義

アメリカ国防省の統合参謀本部が出している『国防省軍事関連用語辞典』によれば、国家安全保障は以下のとおり定義されている。

国家防衛と合衆国との外交関係の両方を包含する総称的用語。とくに次のような所与の条件の場合をいう。①あらゆる外国あるいは国家群に対する軍事的あるいは防衛上の優勢。②好ましい外交関係状態。③防衛態勢が内部あるいは外部、公然あるいは秘密裡の、敵対的あるいは破壊的な行為に十分に抵抗しうる防衛態勢。(アメリカ国防総省編 1983, 217、削除線は筆者)

この定義は、1980年代前半の辞典に掲載されていたものであるが、30年以上経った原著の最新版でも基本的にそのまま維持されている(OCJCS 2019, 150)。ここでは、国家安全保障が国家防衛(国防)と外交関係の総称とされていることに留意したい。

3 日本の国家安全保障観

日本政府は、2013年12月の国家安全保障会議(コラム0-2参照)と閣議の決定によって「国家安全保障戦略について」(以下「国家安保戦略」という)を初めて策定した。この戦略文書は、1957年5月に国防会議と閣議で決定された「国防の基本方針について」(以下「国防の基本方針」という)に代わるものとされている。そこで、まずは、その国防の基本方針の短い全文を確認しておこう。

国防の目的は、直接及び間接の侵略を未然に防止し、万一侵略が行われるときはこれを排除し、もって民主主義を基調とするわが国の独立と平

和を守ることにある。この目的を達成するための基本方針を次のとおり定める。

- (1) 国際連合の活動を支持し、国際間の協調をはかり、世界平和の実現を期する。
- (2) 民生を安定し、愛国心を高揚し、国家の安全を保障するに必要な基盤を確立する。
- (3) 国力国情に応じ自衛のため必要な限度において、効率的な防衛力を漸進的に整備する。
- (4) 外部からの侵略に対しては、将来国際連合が有効にこれを阻止する機能を果たし得るに至るまでは、アメリカとの安全保障体制を基調としてこれに対処する。(2013年版防衛白書, 313)

つまり、国防という国益のために、国際協調と平和努力（外交努力）の推進、内政の安定による安全保障基盤の確立、効率的な防衛力の漸進的整備、および日米安保体制の堅持という四つの方法が列挙されている。

国家安保戦略（2013, 1, 2）は、「外交政策及び防衛政策を中心とした」「国家安全保障に関する基本方針」であり、「おおむね10年程度の期間を念頭に置いたもの」である。この国家安保戦略の中で、初めて日本の国益が公式に定義された。すなわち、(1) わが国の平和と安全の維持、(2) わが国とわが国国民の更なる繁栄の実現、(3) 普遍的価値やルールに基づく国際秩序の維持・擁護、の三つである（同, 4）。本書の第1部で詳しく見ていくように、日本の国益とされているものは、基本的にオバマ政権の国益認識と同じであり、これが日米同盟の強固な基盤となっていた。

日本の国家安保戦略は、アメリカのNSS報告（2015）と同様、拡張された安全保障概念を使っている。まず、安全保障の客体について、日本の国家安保戦略は、国益の定義において、自国のみならず、自国民と国際秩序にも焦点を当てている。日本でも国家安全保障は、国家による安全保障、すなわち、安全保障の主体としての国家を強調しているようである。次に、安全保障のセクターについても、「グローバルな安全保障環境と課題」のところを見れば、非軍事的な問題まで含んでいることが分かる。「『人間の安全保障』

に関する課題」として、「貧困、格差の拡大、感染症を含む国際保健課題、気候変動その他の環境問題、食料安全保障、更には内戦、災害等による人道上の危機といった一国のみでは対応できない地球規模の問題」や、「エネルギー、食料、水資源の需要増大が、新たな紛争の原因となるおそれ」への言及がある（同、7-8）。

なお、2018年12月に、内閣官房は「『国家安全保障戦略』の現時点での評価について」という文書を公表した。特に以下の箇所が目される。「現下の安全保障環境と国家安全保障上の課題は、引き続き中長期的方向性を見定める必要はあるものの、全体として見れば、本戦略で示された基本的な認識の枠内にあると考えられる」、「本戦略で示された、我が国が掲げる理念、国益及び国家安全保障の目標は依然として妥当であり、戦略的アプローチの必要性・重要性に変わりはない」（内閣官房2018, 1, 3）。内閣官房は、以上のとおり、策定から5年経過した時点においても同戦略が有効であることを主張しているのである。

コラム 0-2 国家安全保障会議

国家安全保障会議は、**安倍晋三**首相（自由民主党、任2006～07、2012～）の政権が2013年12月に安全保障会議を再編したものである。前身の安全保障会議は、**中曽根康弘**首相（自由民主党、任1982～87）の政権が重大な緊急事態に対する危機管理の任務を追加して1986年7月に国防会議を再編したものであった（松田・細野2009）。

内閣官房の国家安全保障会議設置準備室（2013）の資料によれば、国家安全保障会議の設置の趣旨は、「総理を中心として、外交・安全保障に関する諸課題につき、戦略的観点から日常的、機動的に議論する場を創設し、政治の強力なリーダーシップにより迅速に対応できる環境を整備する」ことである。その目的のために、「国家安全保障に関する外交・防衛政策の司令塔」になることを期待されて、総理、官房長官、外相、防衛相からなる「四大臣会合」が新設された。そして、翌年1月には国家安全保障会議の事務局である国家安全保障局が内閣官房において発足した。

会議の審議対象に「国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項」が追加された。国家安全保障戦略は、設立されたばかりの国家安全保障会議が審議し決定したものである。